

2025 年度 東京都葛飾区岩井臨海学校 指導員募集概

- 主 催 東京都葛飾区教育委員会
- 運 営 葛飾区立岩井臨海学校運営委員会
- 安 全 管 理 公益財団法人 日本ライフセービング協会
- 実 施 場 所 岩井海岸（千葉県南房総市久枝）



- 日 程 2025 年 7 月 21 日（月）～8 月 2 日（土）（13 日間）

☆様式 2「葛飾区参加ラウンド確認申込書」をご覧ください。

※学校は 1 泊 2 日の日程（1 ラウンド 4 校）で入れ替わります。

ラウンド	1 日目	2 日目	備考
午前	前ラウンドの指導	8 時 30 分 海岸集合 11 時 00 分 プログラム終了	1 ラウンド目 (7/21) は、午前中に集合し て資器材等の準備。 最終ラウンド (8/2) は午前中終了後、片 付けを実施。
午後	13 時 20 分 海岸集合 16 時 00 分 プログラム終了	次ラウンドの指導	
夜間	19 時 30 分 ミーティング開始	19 時 30 分 ミーティング開始	

※感染防止対策のためプログラム時間に変更が生じる可能性があります。

- 対 象 葛飾区立小学校第 5 学年児童 48 校（12 ラウンド）約 3,800 人
- 内 容
 - ・主に遊泳中の葛飾区立小学校第 5 学年児童の安全管理に従事する。
（1 ラウンド 4 校に対し、ライフセーバー 3 名を配置。実施校の教員と連携を図る。）
 - ・全学校に対して、初日、入水する前に安全指導（5 分程度）を行う。

※ウォーターセーフティ等の安全教育プログラムの指導が主たる内容ではありません。
各校ごとに遊泳している全体の場の安全管理を中心に業務に従事していただきます。
- 参 加 条 件
 - ①ベーシック・サーフ・ライフセーバー以上の資格を保持している方（ただし未成年除く）
 - ※上記の資格に加えリーダー資格を取得していることが望ましい。
 - これらの講習会についての詳細は、JLA のホームページでご確認ください。
 - ②①に該当する資格の 2025 年度分資格登録費を支払い済みであること
- 待 遇
 - 謝礼（資格別役職別支給、別紙 1 参照）、交通費実費（1 ラウンド以上の参加者のみ）、
宿泊、食事付き、保険加入
 - ※自宅最寄り駅から岩井駅までの距離が、200km を超える方は、連続して 2 ラウンド以上の
参加協力をお願いします。

■申 込 方 法

以下、①②③の手順に沿って申し込んでください。



①下記 URL にアクセスして、基礎情報をご入力ください。

<https://forms.gle/9pZDrqVJpw9UnoYFA> (様式 1)

もしくは右記 QR コードを読み込んで下さい。

②エクセルファイル『2025 年度 葛飾区参加ラウンド確認申込書 (様式-2)』に
参加日程および必要事項をご入力ください。

③②のエクセルファイルは下記メールアドレスへ送信してください。

送信の際は、次に示す留意点をご確認の上、作業を進めてください。

●ファイル名：先頭に氏名をカタカナで表記してください。

例) サトウヨウジロウ 2025 葛飾区申込.xlsx

●メール件名：同じく先頭に氏名をカタカナで表記してください。

例) サトウヨウジロウ 2025 葛飾区申込

●送信先：education@jla.gr.jp

■締め切り：2025 年 7 月 6 日 (日) 必着

※①②いずれも共通の締め切り日です。

★申し込みの際には以下 2 点をご準備の上、手続きを進めてください。

● メンバーID (LIFESAVERS 登録時に発行される 5 から始まる 9 桁の数字)

● 顔写真のデータファイル (1MB 程度のファイル)

※なお、指導員の参加状況、その他の事由によりお断りをする場合があります。

■そ の 他

指導を実際に行っていただく方には、後日 2 次要項をお送りいたします。

上記内容は変更になる場合があります。予めご了承ください。

◆申込先・お問合せ◆

〒105-0022 東京都港区海岸 2-1-16

鈴与浜松町ビル 7 階

公益財団法人 日本ライフセービング協会

E-mail : education@jla.gr.jp

東京都葛飾区岩井臨海学校 謝金額一覧

【基本額】

所有資格に対する基本額は下記の通りです。なお、これらのいずれかに該当する資格をお持ちでない方は指導に参加することができませんのでご注意ください。

資格名	謝金額／日
ベーシックサーフライフセーバー	9,000 円
アドバンスサーフライフセーバー	9,500 円
ウォーターセーフティアシスタントインストラクター or サーフライフセービングアシスタントインストラクター	10,000 円
ウォーターセーフティインストラクター or サーフライフセービングインストラクター	10,500 円

※指導員資格が BLS 指導員のみの方は、ベーシックサーフライフセーバーもしくはアドバンスサーフライフセーバーの資格に準ずる

【ジュニア指導者資格保持者に対する専門資格手当】

ジュニア指導について専門的に学び、ジュニア指導者資格を取得された皆様に対し、資格手当として下記の通りの金額を、基本額に加算して支給いたします。

（ジュニア指導者資格とは下記 3 資格を指します）

ジュニア指導者資格	専門資格手当／日（加算額）
リーダー	1,000 円
ジュニアライフセービングアシスタントインストラクター	1,500 円
ジュニアライフセービングインストラクター	2,000 円

【役職手当】

ラウンドごとに、JLA から指名された指導責任者（チーフ）に対して、チーフ手当として下記の通りの金額を、基本額に加算して支給いたします。

役職	チーフ手当／日（加算額）
指導責任者（チーフ）	3,000 円

■参考（所有資格と支払い金額）

例 1) ベーシックサーフライフセーバー資格のみ 9,000 円/日

例 2) ベーシックサーフライフセーバー資格+リーダー資格 10,000 円/日

例 3) ウォーターセーフティインストラクター+ジュニアライフセービングインストラクター資格 12,500 円/日

例 4) サーフライフセービングインストラクター+ジュニアライフセービングインストラクター+チーフ 15,500 円/日